



▲立葵社理事長の山戸一矢さん

理事長の山戸さんは京都府の出身で5年前に宮古島に移り住んできました。地元紙の新聞記者として働く中で、地域でいきいきと活動する宮古のお年寄りのパワーに触れる。取材先で「ご苦労さん。」記事にしてありがとうございますと声をかけられることも多く、こうし

シリーズ 活動最前線

地域密着の月刊誌発行 NPO法人立葵社 『ばかすき』

今回は宮古島市で地域密着の月刊誌を発行するNPO法人立葵社(山戸一矢理事長)を紹介する。立葵社では昨年5月から、宮古島の元気なお年寄りの姿を伝える月刊誌『ばかすき』を発行している。内容は老人クラブやいきいきふれあいサロンに集まったお年寄りへのインタビュー、活動紹介やお年寄りが答えるお悩み相談室など幅広い。いきいきとした笑顔が誌面を飾っている。

最近では『ばかすき』が認知されるようになり、協力者も増えてきた。山戸さんは『ばかすき』を読んだ皆さんが優しい気持ちになって、地域にハッピーが増えていく、お年寄りがさらに元気になっていく、そんなハッピーサイクルが広がっていったら。」と活動の意義を説明する。

『ばかすき』は1冊500円。沖縄教販の松尾店、県庁売店などで購入可能のほか、年間購読4500円(郵送可能)や賛助会員などの受付も行っている。

共同募金はこのように使われています。配分先から届いた「ありがとう」メッセージをご紹介します。

福祉レクリエーションフェスティバル

「参加するあなたが主役」をテーマに開催しましたこのイベントでは、会場いっぱいの笑顔、楽しさを共有することができました。介護予防を合言葉にこれからも支援活動を行っていきます。ありがとうございました。

NPO法人福祉ネットワークおきなわ 配分額30万円



リフト付ワゴン車で利用者送迎

皆様のおかげでリフト付ワゴン車を整備することができました。病院受診者が増え、送迎の調整で苦勞していましたが、今では迅速に対応できます。園外活動にも大変重宝しています。ありがとうございました。

(福)沖縄中央福祉会 配分額190万円



県民皆様の温かい善意ありがとうございます。歳末たすけあいに703万円余の金品寄せられる

毎年、12月1日から31日までの間実施しています。歳末たすけあい運動につきましては、平成18年度も「みんなできさえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、沖縄県共同募金会及び各市町村共同募金会(支会・分会)、NHK沖縄放送局、沖縄タイムス社、琉球新報社、関係金融機関等の皆様にもご協力をいただき一斉に展開されました。

沖縄県共同募金会に集まった寄付金品は、703万円余(1月24日現在)寄せられ、12月26日に各市町村社会福祉協議会及び沖縄県共同募金会を通して、運動の趣旨にそって小規模共同作業所等(63ヶ所)と、県内11離島町村の高齢者・障害者及び要援護世帯の方々に配分いたしました。



関係機関の皆様にもご協力いただき心より感謝しております。ありがとうございました。

皆さんの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いします。

愛ちゃんと希望くん



社会福祉法人 沖縄県共同募金会 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内 TEL:098-882-4353 FAX:098-882-4270 http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/

福祉施設経営相談

労務管理編

Q&A

監修▼福祉施設経営相談支援事業 専門相談員 社会保険労務士 江尻育弘



Q 扶養手当と通勤手当の支給要件を就業規則でどのように記載するかについて、注意すべき点がありますか。

A まず、扶養手当については就業規則で「①世帯主ではない、②主たる生計を維持するものでない」という条件がついていますが、もっと具体的にしておくことをお勧めいたします。一例として、健康保険の扶養の認定基準を使うという方法があります。扶養手当が整備されていない職場は多いので、(社会福祉法人のような)扶養手当がある職場に(あいまいな基準であることを突いた)申請者が増え、結果として人件費が膨れ上がるケースがあります。扶養手当をもらっていない職員から「正直者が馬鹿を見る」という不満の声が聞こえてくることのないよう、具体的にしておくことをお勧めいたします。

次に、通勤手当ですが欠勤したときに控除するのかどうかについて、定めておくことをお勧めいたします。貴園の就業規則は、現状では、一月のうち一日でも出勤すれば一月分全額支給扱いになっています。もともとの趣旨は、通勤実費に対して支給するということになるのではないかと察しますが、もしそうであれば、欠勤控除についての記載をしておくか、通勤手当は通勤にかかる実費支給的な意味合いである旨を記載すべきでしょう。特に、お金が絡む部分は、想定される事例を列挙してから条文を作成し、しっかりと対応できるようにしておくことが、後々のトラブルを防ぐことにつながります。最後に、現在の規定を変更することによって労働条件の不利益変更が生ずる場合は、専門家に相談される方が良いでしょう。



沖縄県社会福祉協議会 経営支援室

電話098(887)2037(直通) FAX098(887)2043(直通)